

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月16日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋本 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 村上 勝俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 村上 勝俊
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月26日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した、ストックオプションとして割り当てる2種類の新株予約権に関する臨時報告書の記載事項につき、「発行数」等が平成25年7月12日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

・株式会社野村総合研究所 第20回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

3,850個

上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

3,850個

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定(新株予約権を割り当てる日に決定される。)

(訂正後)

1,647,415,000円

なお、上記は、発行日(平成25年7月12日)における公正な評価額を含めた額を記載している。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)又は割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

(以下略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,420円とする。

(以下略)

(8) 新株予約権の行使の条件

(訂正前)

割当日以降新株予約権の行使の日までの5連続取引日(終値のない日を除く。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点における行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ)以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。

(訂正後)

割当日以降新株予約権の行使の日までの5連続取引日(終値のない日を除く。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、3,800円(行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ))以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から
に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、1株当たり2,140円とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、1株当たり2,139円とする。

・ 株式会社野村総合研究所 第21回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

885個

上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

885個

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定(新株予約権を割り当てる日に決定される。)

(訂正後)

295,944,000円

なお、上記は、発行日(平成25年7月12日)における公正な評価額を含めた額を記載している。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から
に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、1株当たり1,672円とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、1株当たり1,672円とする。

以上